



私
た
ち
に
と
つ
て

日
本
は、

働
き
や
す
い

国
で
す
か？

外国人が日本でもっと安心して働くために

10月1日から外国人雇用状況報告制度が新しくなります。

新たな外国人雇用状況報告制度の概要

すべての事業主には、外国人労働者^{*}の雇用または離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等を厚生労働大臣（ハローワーク）へ届出することが義務づけられます。

※ 特別永住者を除きます。

提出を怠ったり、虚偽の届出を行った場合には、30万円以下の罰金が課せられます。

施行日の時点で、既に、雇用している外国人労働者については、施行後1年の間（平成20年10月1日まで）に提出してください。

また、本年10月1日より、事業主の方に対し、外国人労働者の雇用管理の改善及び再就職支援の努力義務が課されます。

詳細は、都道府県労働局、ハローワーク（公共職業安定所）へお問い合わせください。

例年行っていた6月1日時点での報告書の提出は必要ありません。

もっと外国人が安心して働ける社会に

**外国人労働者問題
啓発月間**

6/1金 ▶ 30土

外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保と、不法就労の防止にご理解とご協力をお願いします。

厚生労働省